



窯業系不燃性外装材

窯業系不燃外装飾材

セミックス®

製品保証

製品保証

1) 保証対象

①保証対象品

- イ.製品本体および同質部材(ただし、特注品、無塗装品は除く。)
- ロ.保証書が発行されたもの
- ハ.新築物件に使われたもの

②保証対象者

保証書の発行対象者は、原則として元請会社様(住宅会社様、工務店様)とする。

③保証対象物件

- イ.外装工事了後1ヵ月以内に弊社所定の保証書請求用紙が提出され、保証書が発行された日本全国(沖縄県を除く)の新築物件。
- ロ.原則としてNYGサイディング施工士※1又は、弊社の推薦する工事店等の専門工業者が施工、管理し、施工チェックリストが提出された物件。
- ハ.弊社が定めた設計施工基準に従って、設計施工された物件。

2) 保証内容

①基材

- イ.製品の著しい割れのないこと。(著しい割れとは、全幅にわたって割れている状態を言う。ただし、切断、加工した部分を除く。)
- ロ.製品の著しい欠損・剥がれがないこと。(著しい欠損・剥がれとは、製品の一部の欠け損じ、めくれ、剥がれにより、下地が露出している状態を言う。)
- ハ.脱落のないこと。(脱落とは、製品が下地から脱落した状態を言う。)
- ニ.著しい反り・うねりがないこと。(著しい反り・うねりとは、455mmのスパンに対して矢高が5mm以上の反り・うねりを言う。)

②塗膜

- イ.製品表面塗膜(工場塗装品のみ)の著しい変色がないこと。
- ロ.製品表面塗膜(工場塗装品のみ)の著しい膨れ・剥がれがないこと。

③この保証は製品のみ適用され、次のものには適用されません。

- イ.間柱、胴縁、断熱材、防水紙、シーリング、シーリングレスパッキン、留付金具など。
- ロ.製品が設置されている駆体及び資材。
- ハ.上記のイ.ないしロ.に起因する製品のゆがみ、腐食、割れなどの損傷。

3) 保証期間

製品が取り付けられた物件の外装工事了後日から起算して以下の年数とする。

- イ.基材 10年間
- ロ.塗膜 2年間(ただし、破風板L.H.に限り、2)-②-イ.について10年間。)ただし、この保証期間内に5)の補償がなされた場合、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とする。

4) 保証条件

次の条件がすべて充足されている場合に限り、保証する。

- イ.住宅外装テクニカルセンター(JTC)、日本窯業外装材協会(NYG)の発刊物、ホームページ記載内容等に準じた適切な施工、及び適切なメンテナンスがなされていること、かつ建築基準法と関係する法律に準じていること。
- ロ.製品が建築現場で施工されるまでの間、適切に保管されていること。
- ハ.不具合が発見されたときは、お施主様が速やかに不具合を元請会社様に通知していること。
- ニ.不具合発見後、直ちに当該不具合が回復されるまでの間、当該箇所以外に影響を及ぼさないよう保護処置がなされていること。
- ホ.お施主様は、製品が完全に補修されるまでの間、元請会社様及び弊社又はその代理人が製品の設置場所に立ち入り、物件状況調査(下地状況調査、写真撮影、サンプル採取など)を認めること。

5) 補償方法

保証期間内において保証の対象となる不具合が発見された場合、元請会社様と弊社の両社の立会いのもとで対応を協議し、原則として次の何れかの方法で速やかに対処する。

- イ.弊社による、不具合部の部分補修。

- ロ.弊社による、不具合製品の代替品の無償提供。
- ハ.その他、弊社が最も適当と判断した補修方法。

6) 免責事項

次の事項のいずれかに該当する原因により、保証対象の現象が発見された場合においては、保証責任を免れるものとする。

- (1) 保証期間経過後に申し出たもの、又は保証期間内に生じたものでも発見後1年以上申し出がなかったもの。
- (2) 建物・躯体の構造及び仕様因る場合。
- (3) 弊社が定めた設計基準に反する設計に因る場合。
- (4) 元請会社様の施工管理が十分になされなかったことに因る場合。
- (5) 弊社が定めた施工基準に反する施工、その他施工上の瑕疵、又は施工者の不法行為、債務不履行等に因る場合。
- (6) 純正部材・部品または付属部材・部品を使用しなかった場合に生じた不具合。
- (7) シーリング部分及びシーリングに係わる塗膜の変色。
- (8) シーリング部および現場塗装の塗膜部(破風納めフリータイプなどの切斷小口のタッチアップ面など)の不具合。
- (9) 弊社の製品以外の部材に因る場合。
- (10) 釘部の錆やもらい錆および金属製の化粧部材(水切り・出隅等)に因る場合。
- (11) 入居者(管理人を含む)または第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失に因る場合。
- (12) 外装工事了後の増改築や補修あるいは設備機器・看板等の取付工事等に因る場合。
- (13) 建物自体の変形や変位に因る場合。
- (14) 内部結露による下地材の腐食、経年変化による下地材の反りくるといなどに因る場合。
- (15) 天災(周りの戸建住宅が過半被害を受ける自然災害や不可抗力)又は地盤・周辺環境・公害などに起因する場合。
- (16) 施工基準に反する保管、取扱いに因る場合。
- (17) 初期の損傷ないしは不具合を発見したにもかかわらず、長期間放置したために生じた拡大損傷の場合。
- (18) 施工当時に実用化された技術では予測することが不可能な現象に因る場合。
- (19) 内部結露及び伝い水によって基材に損傷が生じた場合。
- (20) 保証書発行申請書に事実と異なる記載があった場合。
- (21) 提出された施工チェックリストに事実と異なる記載があった場合。
- (22) 経時変化による塗膜の微細なひび割れ。
- (23) ビス、釘打ち施工による塗膜の微細なひび割れ。
- (24) 出隅・入隅・破風納めなどの接着面を起点とする塗膜のひび割れ。
- (25) 伝い水による汚れの付着、もらい錆、カビ、藻類などによる外観上の変化。
- (26) 補修塗装および釘頭のタッチアップなどの補修塗料使用箇所。
- (27) タワシ・ブラシ等、不適当な器具及び薬品を用いた洗浄または不適当な高圧洗浄等による塗膜異常。
- (28) 特殊環境地域(温泉場、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場、塩害地区、海・湖・河川等の周辺で常時しぶきがかかるような地域、煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域)における損傷。
- (29) その他弊社の責に帰さない事由による不具合。

※1 日本窯業外装材協会(NYG)のサイディング施工士とは、NYGが主催する、「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。優れた技能と最新の知識を有した、外装工事の専門技術者です。平成23年1月現在、全国で約5,000人の施工士がいます。

保証書に関するご相談は、最寄りの弊社営業所にお問い合わせください。